



## 業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

### 記

- 1 件名 配水センター計算機設備保守業務
- 2 事業者名 美和電気工業(株)北海道支社
- 3 特定理由 本業務は、計算機システムの点検・整備を行うことでその機能を維持し、システムの信頼性の確保を図るものである。  
当該システムは24時間連続稼動しているため、これらの保守業務を行うには、当該システムのハード及びソフトに対する専門の知識・技術力を必要とし、過去の保守データ及びハード・ソフトの変更履歴等のデータを保有している業者でなければ対応は不可能である。  
当該システムは、横河ソリューションサービス(株)がハード・ソフト共に製作し、総合代理店である上記業者が納入施工したもので、メーカー独自の開発に依る部分が多く、上記業者以外に知りえない機器情報もあることから、他社では詳細な点検整備、性能評価が出来ない。したがって、本業務は、上記業者でなければ行うことができない。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。



## 業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

### 記

- 1 件名 定山溪浄水場計算機設備保守業務
- 2 事業者名 美和電気工業株式会社 北海道支社
- 3 特定理由 本業務は、計算機システムの点検・整備を行うことでその機能を維持し、システムの信頼性の確保を図るものである。  
当該システムは24時間連続稼働しているため、これらの保守業務を行うには、当該システムのハード及びソフトに対する専門の知識・技術力を必要とし、過去のデータ及びハード・ソフトの変更履歴等のデータを保有していること、かつ定山溪浄水場プロセスの制御を熟知している業者でなければ対応は不可能である。  
本業務は、製造者の技術基準に基づいた点検・良否判断を求める。  
当該システムは、横河ソリューションサービス株式会社がハード・ソフト共に製作し、総代理店である上記業者が納入施工したもので、メーカー独自の開発に依る部分が多く、上記業者以外に公表されていない機器情報もあることから、他社では詳細な点検整備・性能評価ができない。また、上記業者はシステム管理のためのサポート体制も整っており、休日・夜間に発生した異常にも対応可能である。  
以上より、上記業者以外では本業務を履行することができない。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。



# 業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

## 記

- 1 件 名 水源水質計器保守点検業務
- 2 事業者名 美和電気工業株式会社 北海道支社
- 3 特定理由  
本業務で保守点検を委託する水源水質計器は、河川水の油分や濁度、pH等を24時間365日連続で測定している。この測定結果から得られる情報は、浄水場における薬品注入率の決定や水源水質異常の早期発見に活用されており、浄水場の安定した運転に必要不可欠である。  
この水質計器は、横河電機株式会社（現・横河ソリューションサービス株式会社）独自の技術開発により制作され、技術基準等は一般に公開されておらず、本業務で求めている水質計器の点検整備及び保守管理は、設備仕様及び詳細なデータを保有している業者でなければ行うことはできない。  
上記業者は、札幌市内における官公庁向け当該水質計器の販売・メンテナンスの代理店に指定されている唯一の業者である。  
以上より、上記業者以外では本業務を履行することができない。
- 4 根拠規定  
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。



# 業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

## 記

- 1 件名 給配水モニタ保守点検業務
- 2 事業者名 美和電気工業株式会社 北海道支社
- 3 特定理由 本業務で保守点検を委託する給配水モニタは、市内給水栓及び配水池の濁度、色度、残留塩素及び電気伝導率等を24時間365日連続で測定している。この測定データは水質管理センターが保有する水質情報管理システムに送信しており、水道水の水質を常時把握するための重要な装置である。  
給配水モニタは、横河電機株式会社独自の技術開発により製作され、この設備の技術基準等は外部に公開されていない。この横河電機株式会社のみが保有する技術及びデータを継承する札幌市内唯一の保守代理店は、給配水モニタを納入、設置した美和電気工業株式会社北海道支社のみである。  
本業務で求めている給配水モニタの点検整備、装置の感度維持及び故障時対応等の保守管理においては、設備仕様及び詳細なデータを保有している業者でなければ機能診断及び劣化診断における良否の判定はできない。  
以上の理由から、これらの条件を満たす業者は他にはない。よって上記業者を特定することとする。

## 4 根拠規定

### 【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 1 号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

# 入札（見積）結果調書

令和 8 年度

契 約 番 号	第74-21-00012号		
件 名	誘導結合プラズマ質量分析装置（ICP-MS）保守点検業務		
入札(見積)年月日	令和 8年 3月 19日	午前 9時 30分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	2,695,000 円	主 管 課	74 水質管理センター
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する税を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工 種 ( 業 種 )	290 その他		円
落札(決定)業者	60000020340 美和電気工業（株）北海道支社		

## 入 札（ 見 積 ） 経 過

(単位：円)

指名(見積)業者名	入 札（ 見 積 ） 金 額						価格交渉金額
	第 1 回	最 低 金 額	第 2 回	最 低 金 額	第 3 回	最 低 金 額	
美和電気工業（株）北海道支社		2,450,000					決定
(備考)							



# 業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

## 記

- 1 件 名 誘導結合プラズマ質量分析装置 (ICP-MS) 保守点検業務
- 2 事業者名 美和電気工業株式会社 北海道支社
- 3 特定理由 誘導結合プラズマ質量分析装置 (ICP-MS) (アジレント・テクノロジー株式会社製 Agilent7900) は精密水質分析機器であるため、部品の供給及び保守作業等は、製造元のアジレント・テクノロジー株式会社のみが実施可能である。美和電気工業株式会社北海道支店は、水質管理センターで現在使用している対象機器に係るアジレント・テクノロジー株式会社の唯一の代理店 (代理店証明書添付) であるため、当該事業者を特定することとする。

## 4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

### 【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第\_\_\_号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。



## 業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

### 記

- 1 件名 給配水管管理システム保守管理サポート業務
- 2 業者名 株式会社つうけんアドバンスシステムズ
- 3 特定理由 本業務は、給配水管管理システムの運用及び保守管理を行う業務である。  
本業務は、当該システムのソフトウェア及びソフトウェアの周辺機器（サーバ、端末機、通信用機器等）の運用に必要な専門的技術情報を習得し、利用に関する権利を有している者でなければ業務を履行することができない。  
上記業者は、当該システムの開発業者であるドコモ・システムズ（株）からシステムの利用権の許諾を受けた唯一の業者である。  
以上のことから、上記業者以外では履行することができない。
- 4 根拠規定 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。



## 業者特定理由書

下記の理由により事業者を特定する。

### 記

- 1 件名 給水装置工事関連システム運用保守業務
- 2 事業者名 株式会社つうけんアドバンスシステムズ
- 3 特定理由 本業務は、「給水装置工事情報システム」及び「臨時給水再利用メーター入出庫管理システム」の運用及び保守管理を行う業務である。  
両システムは、当該システムの運用に必要な専門的技術情報を習得し、利用に関する権利を有しているものでなければ業務を履行することができない。  
「給水装置工事情報システム」については、当該システムの開発業者である大丸株式会社から運用保守について実質的承継先として指名された唯一の業者が上記業者である。  
「臨時給水再利用メーター入出庫管理システム」については、システムの構築情報は外部に公開されていないことから、他社では業務を遂行することはできず、この業務を実施する能力を有している業者は、「臨時給水再利用メーター入出庫管理システム」の開発者である上記業者しか存在しない。  
  
以上のことから、株式会社つうけんアドバンスシステムズを特定する。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

## 入札（見積）結果調書

令和8年度

契約番号	第11-21-00001号		
件名	札幌市水道局職員健康管理業務		
入札(見積)年月日	令和8年3月19日	11時	00分
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	総価分 858,000円 単価分は下記の各単価に当該単価の100分の10に相当する額を加算した金額	主管課	11 総務課
		最低制限価格	無
工種(業種)	290 その他		
落札(決定)業者	(公財)北海道結核予防会		

### 入札（見積）経過

(単位:円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
(公財)北海道結核予防会							決定
	総価分 780,000						
	単価分						
	・長時間勤務職員への面接指導(1回あたり)						
		8,000					
	・高ストレス者への面接指導(1回あたり)						
		8,000					
	・健康診断における事後措置に係る面接指導(1回あたり)						
		8,000					
	・研修会の講演(5時間以内で1回あたり)						
		60,000					
備考 【総価契約】+【単価契約】							

## 業 者 特 定 理 由 書

名称	札幌市水道局職員健康管理業務
特命業者	公益財団法人 北海道結核予防会
特命理由	<p>本業務は労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第13条等の関係法令に基づき、産業医を選任し、水道局職員の健康管理等を行うものである。</p> <p>本業務を遂行するに当たっては、多くの診断経験を有し、かつ幅広い診療科目に精通していることが求められるため、個人への委嘱よりも当該産業医の専門外分野についてのサポート体制が期待できる医療機関への業務委託を行うことが最適であり、確実に高い効果が得られる。</p> <p>上記団体は、市長部局や、本局及び他公営企業の職員をもって組織する札幌市職員共済組合から、健康診断業務を長年受託してきており、本局職員を含む本市全職員の診断経験を有するとともに、健康状況の推移に関する豊富なデータを保有しているなど、本市職員の健康状態や疾病の傾向等について幅広く把握している。また、その経験を基にした個々の職員の特性に合わせた特定保健指導（脱メタ事業）でも確実な成果をあげてきている。</p> <p>以上のように、本市職員の健康状況を基にした健康指導の高い実績や豊富な診断経験等に裏付けられた衛生教育等を実施するノウハウを持つ上記団体は、本局職員の健康管理業務を的確かつ効率的に行うことのできる唯一の団体である。</p> <p>さらに、上記団体は非営利目的の公益財団法人であることから、その委託料について、相場（札幌市における標準料金は別紙のとおり）と比較すると、極めて安価な価格で契約を締結することが見込まれる。</p>
根拠規定	<p>地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号</p> <p>地方公営企業法施行令第21条の13第1項第7号</p>



# 業者特定理由書

下記の理由により業者を特定することとしたい。

## 記

### 1 件名

財務会計システム維持管理業務

### 2 業者名

(株)NTTデータ北海道

### 3 特定理由

本業務は、(株)NTTデータ北海道社製の財務会計システムの運用支援や障害時の復旧作業等の保守を実施するものである。この業務を的確に実施するためには、財務会計システム全体に対する正確な知識と熟練された経験が必要となる。また、本システムの構築情報は、外部に公開されていないことから他社では、業務を遂行することはできず、この業務を実施する能力を有している業者は、財務会計システムの構築を行った(株)NTTデータ北海道の1社しか存在しない。

このことから、(株)NTTデータ北海道を特定する。

### 4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号



## 業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

### 記

1 件名 水質情報管理システム保守点検業務

2 事業者名 株式会社NTTデータ北海道

3 特定理由

本システムは、自動水質計器で測定された水源や給配水等の様々な水質情報を収集及びデータベース化し、これらを情報処理することにより、常時水質監視等を行うものである。

上記業務は、本システムの主要部分を構成するサーバ及びソフトウェアの定期的な点検整備、不具合発生時等の対応を行うものであるが、本システムのソフトウェアは当該業者が本市用に製作しているため、そのプログラム構造は当該業者以外には知りえない情報である。

さらに、本システムに不具合が生じた場合には、常時水質監視が困難となり、水道水質管理に影響を与えるおそれがあるため、迅速かつ信頼性のある復旧作業が必要である。

従って、上記業務は本システムについて熟知、精通している当該業者しか行うことはできない。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。



## 業者特定理由書

- 1 件名 水道局収納金集金業務
- 2 特定業者名 株式会社北海道銀行
- 3 特定理由 下記の理由により業者を特定することといたしたい。

### 記

#### (1) 業者の特定

本業務は水道局各庁舎等で領収した収納金を集金し、収納原符とともに出納取扱金融機関の事務センターに持ち込み、収納金等を点検確認のうえ、水道事業管理者口座に入金するものである。

本業務実施の前提として、水道局各庁舎の現金収納員等が収納した金銭は札幌市水道局会計規程第29条の規定により、収納した日もしくは翌日までに、出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関に払い込まなければならない。

過去には、出納取扱金融機関の派出所が水道局各庁舎内に配置され、金銭の払込み及び入金処理が円滑に行われていたが、撤退したことにより、金銭を庁舎外の金融機関に払い込まなければならなくなった。払込み後において迅速に水道局の収入とするには、各庁舎単位で出納取扱金融機関の事務センターに直接持ち込む必要があり、事故防止の観点から複数名の職員で運搬しなければならない。

また、水道局各庁舎等で領収した収納金の集金と収納原符の取りまとめ及び払込みを一括して委託することで、個人情報漏洩防止及び一連の業務として効率化を図ることができ、職員配置や経費面等事務効率の観点から、専門業者に委託することが合理的であり、安全性も確保される。

上記業者は、札幌市水道局が出納取扱金融機関として指定している業者であり、他の収納取扱金融機関で支払われた上下水道料金等全ての収納金及び収納原符を取りまとめ、読取処理及び収納データ作成まで一連の業務を行っており、水道局各庁舎の現金収納員等が収納した金銭を指定期日までに最短で、かつ安全・確実に水道局の収入とすることができる業者である。

以上のとおり、本業務は出納取扱金融機関としての業務と密接に関連する付随的なものであり、上記業者に業務を実施させることにより履行品質の確保ができることから、競争に付するよりも有利と認められる。

#### (2) 根拠規程

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号

「競争入札に付することが不利と認められるとき」に該当すると判断されるため。

#### (3) 参 考

令和7年度上期業務実績

集金取扱回数	372回	(前年度上期実績	372回)
集金取扱袋数	1,852袋	(前年度上期実績	2,054袋)
集金取扱金額	45,772千円	(前年度上期実績	47,564千円)

## 入札（見積）結果調書

令和8年度

契約番号	第15-21-00007号		
件名	上下水道料金収納原符読み取り処理及び収納データ作成業務		
入札(見積)年月日	令和8年3月19日	13時 30分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	下記単価に当該単価の100分の10に相当する額を加算した金額	主管課	15 営業課
		最低制限価格	無
工種(業種)	290 その他		
落札(決定)業者	(株)北海道銀行		

### 入札（見積）経過

(単位:円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
(株)北海道銀行							決定
	OCR原符 103.54		OCR原符 102.17				
	非OCR原符 119.22		非OCR原符 117.85				
<b>備考</b> <b>【単価契約】</b> 契約金額(税抜) 102.17円×予定件数115,532件+117.85円×予定件数12,935件=13,328,293円 2回目:3/25 10:00開披(3/24 17:00提出期限)							

# 業者特定理由書

下記の理由により業者を特定することといたしたい。

## 記

### 1 件名

上下水道料金収納原符読み取り処理及び収納データ作成業務

### 2 事業者名

株式会社北海道銀行

### 3 特定理由

本業務は、金融機関等の窓口又は口座振替により支払われた上下水道料金の収納原符を読み取り、本局が作成した電算処理予定表に定める処理日までに、上下水道料金システムへの取込みが可能な収納データの作成を行う業務である。

水道使用者からの料金に係る問い合わせに対応するためには、上下水道料金システムに収入日等の情報を早期に反映させる必要があり、収納原符の読み取りから収納データ作成までの一連の業務を同一業者が実施することで、収入確認の最短化を実現することができ、未収金に係る収納業務の効率化にもつながるものである。

上記業者は、本局が出納取扱金融機関として指定しており、他の収納取扱金融機関で支払われた上下水道料金の収納金及び収納原符の集約を行っている。本業務は、集約した収納原符を読み取ることで収納データを作成することから、出納取扱金融機関としての業務と密接に関連し、かつ収納原符が全て集約されることを踏まえると、一連の業務を履行できる唯一の業者であると認められるため、上記業者を特定する。

### 4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

「契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当すると判断されるため。